

三スポ少第 60 号

令和 4 年 3 月 24 日

三条市スポーツ少年団 加盟単位団 各位

三条市スポーツ少年団

本部長 米山俊司

スポーツ少年団活動の一部制限解除について

早春の候、平素よりスポーツ少年団活動にご協力くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、3月6日に「まん延防止等重点措置」が解除となりましたが、三条市の感染者数はいまだ高い水準にある為、三条市教育委員会から、部活動について、一部制限を設けつつ通常練習を定めたガイドラインに戻す一方、引き続き他校や社会人チームとの交流停止という形で、3月23日付で通知がされました。

スポーツ少年団も三条市教育委員会の通知に準じて、以下の通り一部制限の解除をする事と致しました。各団におかれましては、団員・母集団・指導者相互のコミュニケーションをしっかりと図った上で、活動していただきますようお願い申し上げます。

記

令和 4 年 3 月 25 日(金)から春休み終了まで(各校 4 月始業式までの間)

- ① 活動する際は、他チームとの交流は自粛をお願い致します。
- ② 活動する際は、昼食を挟まず、90 分～120 分で終わられるようお願い致します。
- ③ 各単位団で主催する合同練習会及び大会、遠征については、今暫く延期及び中止の判断をお願い致します。
- ④ 1 月から活動が制限されておりましたので、団員の体力や体調を細かく分析し、細心の注意を払って、活動をお願い致します。春に近づきシーズンを迎える競技が多いとは思いますが、焦らずじっくりと活動できるようにお願い致します。

※一部制限解除とは言え、感染者の高止まりが続いている状況です。各団感染症対策を十分に行い安全に活動が出来るようご配慮いただけますようお願い申し上げます。

以上

三条市スポーツ少年団 事務局 岩瀬・坂井
〒959-1153 三条市新堀 2113 番地
TEL:0256-45-1150 FAX:0256-45-1151



三教一貫第 284 号
令和 4 年 3 月 23 日

三条市立中学校長 様
三条市立義務教育学校長 様

三条市教育委員会
小中一貫教育推進課長

部活動実施上の留意事項について（通知）

このことについては、令和 4 年 3 月 4 日付け三教一貫第 164 号で通知したところですが、三条市の感染者数はいまだ高い水準にあり、引き続き警戒態勢を維持する必要があります。一方で、大会やコンクール等に向けた生徒の技術・体力の維持向上の面から、練習内容の強化も段階的に必要となってくる時季でもあります。ついては、学年末・学年始休業中の部活動について、次のとおり対応くださるようお願いいたします。

記

1 期間 学年末・学年始休業中

2 活動の制限について

- ・ 休養日の設定や活動時間については、「三条市部活動ガイドライン」を遵守することとし、昼食を挟む活動は控えること。

【三条市部活動ガイドライン（一部抜粋）】

（2）休養日を適切に設定する

- ① 週当たり 2 日以上の休養日（平日 1 日以上、週休日等 1 日以上）を設けることを原則とし、少なくとも週休日等に 50 日以上充てる。
- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。
- ③ 長期休業中は、ある程度長期の休養期間（連続する 3 日以上）を設ける。

（3）活動時間を適切に設定する

- ① 平日の活動時間は、1 日 2 時間程度とする。下校時間を厳守し、生徒が安全に帰宅できるよう配慮することとする。
- ② 学校の休業日は大会や練習試合を除き 3 ～ 4 時間程度とする。

- ・ 活動は通常の活動場所でのみ行うこととし、中学校体育連盟、吹奏楽連盟及び競技団体、文化団体主催の上位（につながる）大会及びコンクール等への参加を除き、他校や学生チーム、社会人チームとの交流は行わないこと。
- ・ 大会に参加する場合には、活動計画書を小中一貫教育推進課に事前に提出した上で許可を得ること。

3 活動する際の留意事項

- ・ 更衣室や休憩時間など、異なる部活動の生徒同士が接触する場面を、可能な限り減らすよう工夫すること。登下校についても、同様に指導すること。
- ・ 活動場所や部室、更衣室での密を避け、十分な換気を行うこと。また、活動前後や休憩中、ミーティング等はマスクの着用を徹底すること。
- ・ 練習後は手洗いを徹底すること。共有で使用する道具についても、適宜消毒すること。
- ・ 普段と体調が少しでも異なる場合は参加させないこと。
- ・ 各競技団体や各文化団体が示している最新の感染症防止ガイドライン等を改めて確認し、その内容を遵守すること。
- ・ 「生徒が密集する活動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」、「激しい呼気を伴う活動」は、実施を慎重に検討するとともに、実施する際は距離を十分に取ること。掛け声などの大きな発声は控えること。
- ・ 以上の対応については、生徒だけに任せるのではなく、教師が活動の状況を確認し、必要に応じて指導すること。
- ・ 学年末・学年始休業明けの活動については、改めて連絡します。

【担当】

三条市教育委員会小中一貫教育推進課

指導主事 相 田 覚

TEL 0256-45-1116（内線245）